

下関市立大学後援会援助規程

改正 令和 6 年 6 月 29 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学後援会会則第 4 条の規定に基づき、その取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第 2 条 この規程の適用を受ける者は、下関市立大学に在学する学生及び学生が組織する団体とする。

(援助方法)

第 3 条 援助は、下関市立大学後援会予算の範囲内で行う。

2. 援助金を請求する者は、所定の申請書に領収書等を添付して申請する。ただし、前段によることが正当な理由によりできない場合は、援助金を概算で請求し精算することができる。

(表彰事業)

第 4 条 次に掲げる各種大会（体育・文化）に出場し、優秀な成績をあげた個人もしくは団体に対し、下関市立大学後援会会長名による表彰状に添え、報奨金を贈り、その榮譽を称える。

ただし、個人表彰の場合は、下関を含む地域を対象とする予選、選考を経て代表として出場資格を得た場合に限り交付することとし、その他の試合については半額とする。

(単位：千円)

区 分	優 勝	準 優 勝
(1) 国 際 大 会	100	50
(2) 全 国 大 会	50	25
(3) 中 国 大 会	30	15
(4) 西日本大会	30	15
(5) 山口県大会		
北九州・下関地区大会	10	5

(国際交流援助事業)

第 5 条 下関市立大学国際交流事業に対し、その経費の一部を援助する。

(厚生援助事業)

第6条 学生団体が毎年実施する下記の行事に対し、その経費の一部を援助する。

(1) 大 学 祭 大学祭実行委員会へ

(2) クラブ活動 公認サークルへ

2. 見舞金等について、次の事項に該当する者に対して給付する。ただし、学生に重大な過失があると認められる場合は除く。

(1) 学生が死亡したとき。 30,000 円

(2) 学生が居住する家屋が風水害、地震、火災等の災害により本人が著しく被害を被ったとき。 20,000 円

(3) 学生が正課の授業中、課外活動中及び大学主催の行事中の傷害により治療を必要とするときは、次の区分による。

① 3か月以上の治療を要するとき 20,000 円

② 1か月以上3か月未満の治療を要するとき 10,000 円

3. 学生が在学中にした資格取得に対し、別表に掲げる資格等を取得するために要する受験料等について一回の受験につき、その資格に応じた同表に定める金額を援助する。ただし援助は一人あたり年に2回までとする。

(その他の援助)

第7条 この規程に定めるもののほか、援助に関し必要な事項が生じた場合は、会長が副会長の意見を聞き決定し、次の理事会及び総会（臨時総会含む）に報告しなければならない。

(規程変更等)

第8条 この規程に変更が生じた場合は、理事会の承認を得て、総会で審議決定する。

附 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成10年5月31日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年6月12日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年6月3日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年5月31日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年6月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年5月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年5月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年5月25日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年5月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年5月28日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成 24 年 6 月 2 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 28 年 6 月 12 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 元 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 7 月 9 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 29 日から施行する。